

修 繕 仕 様 書

修 繕 名 : 旭西排水センターほか監視制御装置消耗品取替修理
修 繕 場 所 : 岡山市北区七日市西町6番10号ほか
工 期 : 契約締結の日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

第1章 総 則

第1節 一般事項

(目 的)

- 第1条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。受注者は現場説明書、仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)に基づいて本市関係職員(以下「監督員」という。)の指示に従って誠実に履行すること。
- なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

- 第2条 受注者は、本修繕について次の関係書類を提出すること。
- | | |
|--------------------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 着工届 | 1部 |
| 3. 工程表 | 1部 |
| 4. 主任技術者届 | 1部 |
| 5. 現場責任者届 | 1部 |
| 6. 下請負通知書 | 1部 |
| 7. 現場写真(A4カラー・工程表) | 1部 |
| 8. 修繕報告書 | 2部 |
| 9. 完工通知書 | 1部 |
| 10. その他監督員の指示する書類 | 1部 |

(現場責任者)

- 第3条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限(請負金額の変更、委託期間の変更、請負金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使することができる。

(条件変更等)

- 第4条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

- 第5条 この修繕施工に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行する。
- これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

- 第6条 本修繕の施工に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において誠意をもって解決すること。

また、修繕施工にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処理)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(修繕用電力等)

第8条 修繕施工に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格者等)

第9条 受注者は本修繕施工に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受注者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。
なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認をえること。

(弁済復旧)

第10条 本修繕施工に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受注者は、本業務の履行期間中および修繕完了に際して、監督員の指示に従い施工場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、施工場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本修繕施工に使用する工具及び機器類は、受注者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。
ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受注者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本修繕に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。
設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受注者で交換すること。
受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処置)

- 第15条
1. 発生材のうち、特記事項により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
 2. 発生材のうち、特記事項により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化利用施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
 3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適性処理推進要綱その他関係法令等に従い、適正に処理し監督員に報告すること。
- なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記事項による。

(検査)

- 第16条
- 本修繕の施工期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。
- また、本修繕完了後、受注者は、本市監督員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受注者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第17条
1. 受注者は、大気汚染防止法施行規則第16条の11に基づく石綿調査を施工前に実施し、監督員に書面(建築物等に係わる石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル)にて調査結果の報告を行うこと。
 2. 受注金額が100万円以上の場合、事前調査結果をgBizID(法人・個人事業主向け認証システム)にて報告すること。報告対象は、すべての建築物(建築物に設ける設備を含む)及び、特定の工作物(環境省公示第77号(令和2年10月7日)に定められたものいう。(反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、建築物に設ける給排水・冷暖房設備等を除く配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備など))とする。
 3. 石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者)により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(修繕概要)

第1条 本修繕は、旭西排水センターほかに設置されている中央監視端末及びシーケンサ等の内部構成部品類の劣化・消耗が著しく、各施設、機場の監視制御装置等に支障をきたすため取替え修理するものである。

(修繕場所)

第2条 本修繕の施工場所は下記のとおりとする。

施設名・住所

旭西排水センター	岡山市北区七日市西町6番10号
天瀬ポンプ場	岡山市北区京橋南町1番10号
巖井ポンプ場	岡山市北区富町二丁目6番30号
万成ポンプ場	岡山市北区谷万成二丁目12番7号
笹ヶ瀬ポンプ場	岡山市北区野殿西町1番地3号
平田ポンプ場	岡山市南区米倉151番地2号
当新田ポンプ場	岡山市南区当新田267番地1号
錦ポンプ場	岡山市南区藤田錦2356番地1号
浦安ポンプ場	岡山市南区築港栄町10番地15号
岡南ポンプ場	岡山市南区築港元町8番8号
田中ポンプ場	岡山市北区田中581番地先
北長瀬ポンプ場	岡山市北区北長瀬2105番地

(対象機器)

第3条 本修繕の対象機器は下記のとおりとする。

1) 中央監視端末

- ・VS6000 中央(旭西)
- ・VS6000 中央(旭西、天瀬、笹ヶ瀬)
- ・VS6000 中央(巖井、万成、平田、データサーバー)
- ・VS6000 現場(天瀬、巖井)
- ・VS6000 現場(天瀬)
- ・VS3000 現場(天瀬、巖井、笹ヶ瀬)
- ・VS2000 現場(浦安)
- ・VS3000 現場(岡南)

2) シーケンサ等

- ・ADC6000 錦 子局
- ・ADC6000 田中 子局
- ・ADC6000 旭西 親局、巖井、万成、平田、錦 子局
- ・ADC6000 旭西 親局、笹ヶ瀬 子局
- ・ADC6000 平田、北長瀬 子局
- ・ADC6000 旭西場外 親局、当新田 子局

上記の各装置はいずれも(株)明電舎製

(修繕内容)

第4条 本修繕の内容は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| 1) 中央監視端末消耗品取替工 | 1式 |
| 2) シーケンサ等消耗品取替工 | 1式 |

本修繕において、各工種の取替部品類は別紙「消耗品取替一覧表」のとおりとし、製造者の指定品・推奨品とする。ただし、仕様書・図面等はあくまでも参考値とし、現地調査を十分行い取替修理に当ること。

(その他)

第5条

- 1) 現場着手前に施設の稼働状況等を把握し、修理が速やかに行えるよう工程調整を行うこと。各修理工程は現場の状況を確認し監督員と十分な協議を行ったうえ、作成し監督員の承諾を得ること。
- 2) 本修繕施工中は、他の機器類が稼働中であるため安全対策を十分行い、作業員に対し安全教育を徹底すること。
- 3) 本修繕について、発注図書類に記載されていない事項など疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。